

令和2年11月25日

市立各学校長 様

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

県内の新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は今月に入り急増を続け、本市においても先週一週間で100人を超える陽性者が判明するなど増加の傾向を示しています。

とりわけ学校においては、今月に入り、教職員の感染や児童生徒間での感染が複数確認されている状況であり、大変憂慮すべき事態にあります。

については、感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症に対応したさいたま市学校教育活動実施マニュアル」に基づいた取組について改めて点検し、感染予防に万全を期すようお願いいたします。また、今後は、季節性のインフルエンザの流行期とも重なることから、更なる感染予防対策の徹底を図らなければなりません。

特に、下記にある基本的な感染症予防対策を徹底するとともに、教職員一人ひとりに対し、学校の内外を問わず責任と自覚ある行動を取るよう改めて指導してください。

併せて、各学校における具体的な感染症対策を保護者に通知するとともに、各家庭とも連携し、感染拡大防止の取組を徹底するよう強くお願いいたします。

記

- 1 正しいマスクの着用（鼻と口を覆う）や、手洗い・手指消毒を徹底すること。
- 2 換気は1時間に1回、2方向の窓を同時に開け、5～10分程度の換気を徹底すること。
- 3 健康管理を徹底し、教職員本人や同居の家族にも発熱や風邪の症状等が見られる場合や、濃厚接触者となり検査を受ける場合などは出勤を見合わせ、速やかに報告すること。
- 4 感染のリスクが高いとされる下記の活動においては、特に注意を払うこと。
 - ・給食指導においては、給食前には手洗いの徹底、配食を行う児童生徒への手指消毒を徹底すること。
 - ・体育においては、可能な限り屋外で行うとともに、身体が接触する場面が多い運動は慎重に検討すること。体育館や武道場等で行う場合は十分な換気を行うこと。
 - ・合唱においては、一定の距離を保ち、同方向での発声とし、回数や時間を慎重に検討すること。
 - ・部活動においては、「学校の新しい生活様式における新しい部活動の在り方」に関する指針（令和2年6月12日）に則り、感染防止に万全を期した上で実施すること。